

納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月四日

森 まさこ

参議院議長 江田 五月 殿



納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問主意書

鳩山総理はブルネイ国王と会談した際に、ブルネイには所得税が無いことから日本国民はブルネイへの移住を望むであろうという趣旨の発言をしている。この発言は、日本国の行政の長として誠に見識を欠くものと思われるが、鳩山総理は納税義務とはどのようなものであると考えているのか。現在の苦しい経済状況、生活不安下において日々の労働によって得た大切な収入の中から国家、地域を運営するための税金を納めている国民一人一人に対して、その税金を使って国家を運営する責任を信託されている内閣総理大臣であることを踏まえ、見解を明確に示されたい。

右質問する。

